

第10章 緑 地 等

第10章 緑地等

10-1 概要

供用時における緑地等の状況について検討を行った。

10-2 調査

8-2「存在・供用時の温室効果ガス」（8-2-2「調査」（p. 234）参照）に示すとおりである。

10-3 予測

(1) 予測事項

緑地等の位置、種類、面積及び緑化率

(2) 予測対象時期

施設の供用時とした。

(3) 予測場所

事業予定地内

(4) 予測方法

ア 予測手法

事業計画に基づき緑化面積を算定する方法とした。

イ 予測条件

事業計画に基づいた。

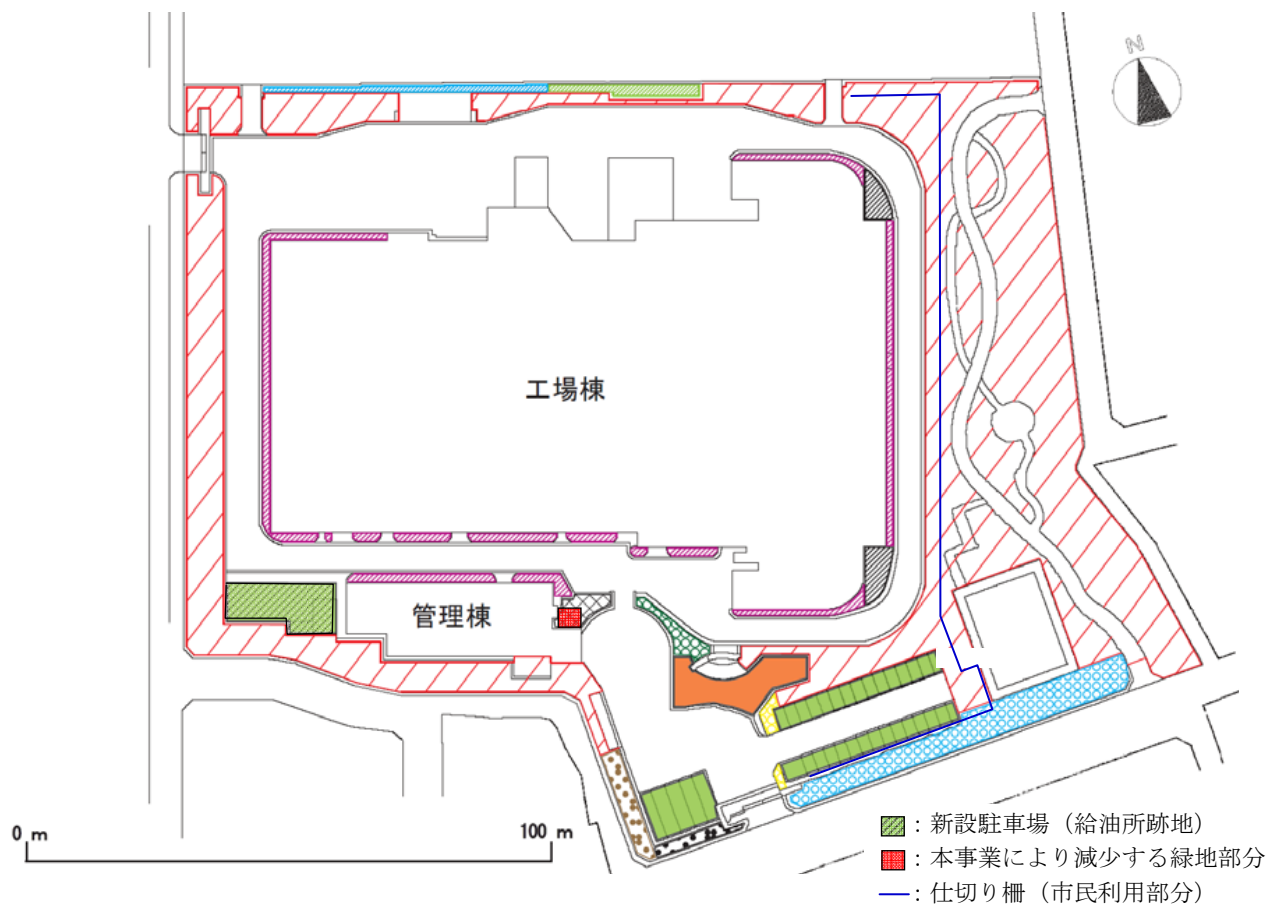
(5) 予測結果

ア 緑地等の位置

緑地等の位置は図2-10-1に示すとおりである。

現況の緑地等を生かし、さらに事業予定地南側の駐車場、給油所跡及び噴水跡地には新たに緑化等を施すこととした。

なお、管理棟横にエレベーター棟を設置するため、当該場所の緑地の一部を撤去する。



凡例	緑地パターン	高木	低木	草本
	A	シラカシ	シャリンバイ	セイタカアワダチ
	B	-	ヒドラツツジ	-
	C	-	アラカシ	-
	D	-	キンメツゲ	ススキ
	E	ケヤキ	サザンカ	キンメツゲ
	F	クスノキ	シャリンバイ	キンシバイ
	G	クスノキ	サザンカ	ヒラドツツジ
	H	-	-	チガヤ
	I	ソメイヨシノ	-	ヒラドツツジ
	J	-	-	ヒラドツツジ
	K	ヤマモモ	モッコク	キンメツゲ
	駐車場	-	-	コウライシバ
	噴水跡地	-	ユキヤナギ・コクチナシ等	-

図2-10-1 緑地等計画図（予定）

イ 緑地等の種類

新設する緑地等の種類は表2-10-1に示すとおりである。

駐車場や給油所跡には、コウライシバにより緑地を施し、緑化駐車場とする。また、噴水跡地には既存の噴水構造を利用して、低木の花壇に改修し、またコウライシバ等により緑地を施すことにより、現況緑地と連続性が保たれる緑地を形成する。

表2-10-1 新設緑地等の種類（予定）

緑化場所	緑化面積（㎡）	樹種等
駐車場	約300	コウライシバ
給油所跡	約110	
噴水跡地	約190	低 木：ユキヤナギ、コクチナシ等 地被類：コウライシバ等

注）駐車場・給油所跡の面積の50%を緑化面積とした。

ウ 緑地等の面積

新設する緑地等の緑化面積は、表2-10-1に示すとおり、約600㎡を予定している。また、エレベーター棟の設置により減少する緑化面積は約30㎡の予定である。

以上から、現況の緑化面積約7,700㎡に対し、計画施設の緑化面積は約8,300㎡となる。

エ 緑化率

事業予定地の敷地面積は約24,700㎡で、緑化面積は約8,300㎡を計画しており、緑化率は約34%となる。

10-4 環境保全措置

本事業の実施にあたっては、以下に示す環境保全措置を講ずる。

- ・ 工事中に一時的に緑地等を撤去する場合には、供用時には現況と同様の緑地等を施す。
- ・ 緑地等の適切な維持・管理を行う。
- ・ 緑地の維持・管理に関する年間スケジュールを立て、清掃、灌水、病虫害の駆除等を計画的に行う。
- ・ 新たな緑地の設置にあたっては、現況緑地等を考慮した樹種等を選定する。
- ・ 新たに舗装等を行う場合は、可能な限り保水性舗装を施す。

10-5 評 価

予測結果によると、事業予定地内の緑地等に、新たな緑地等を追加することにより、緑化面積は約8,300㎡となり、緑化率は約31%から約34%となる。これは、現況の緑化面積約7,700㎡及び「緑のまちづくり条例」に基づく緑化率の規制値20%を上回る。これにより、現在の緑地環境の維持がなされるものと判断する。

本事業の実施にあたっては、緑地等の適切な維持・管理を行う等の環境保全措置を講ずることにより、良好な緑地環境の維持に努める。また、工場東側の緑地部分については、既存施設稼働時と同様、市民の利用に供することにより、地域との調和を図る。

